

令和7年度第2回奈良市建築審査会会議録			
開催日時	令和7年8月19日(火)午後2時から		
開催場所	奈良市役所北棟4階第402会議室		
出席者	委員	梶会長、相河委員、向井委員、清水委員、岡本委員【計5人出席】	
	特定行政庁 事務局	藤原都市整備部次長、丸谷建築指導課長、森田建築指導課長補佐 新子指導係長、中野、池浦	
	工場整備課	森課長、河野主任	
開催形態	公開(傍聴人0人)	担当課	都市整備部建築指導課
議題	1. 議案第R0707号 建築基準法第56条の2第1項ただし書許可について 2. 議案第R0708号 建築基準法第58条に伴う大和都市計画高度地区の特例許可について 3. 議案第R0709号 第R0703号の継続審議について		
決定事項	1. 議案第R0707号について同意。 2. 議案第R0708号について同意。 3. 議案第R0709号について取下げ了承。		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
<●:委員の意見 ○:事務局・特定行政庁の回答 ◎:工場整備課の回答> 1 議案第R0707号について ・建築基準法第56条の2第1項ただし書許可について事務局から説明 ●今回の増築により日影は敷地外に新しく落とさず、平均地盤面が下がることにより、既存建物の日影が伸びるようなかたちか。 ○増築部分含め、敷地外への日影は少し伸びます。ですが、落ちる影は都市計画決定によりバッファゾーン(緩衝地帯)として設けられた周囲の緑地帯に収まるため、周辺への住宅地への影響はないと判断しております。 ●緑地帯の今後の運用計画の予定はあるか。 ○工場のバッファゾーンという位置付けで設けられていますので、工場がなくならない限り、別の用途に変更する可能性はないです。			
2 議案第R0708号について			

・建築基準法第 58 条に伴う大和都市計画高度地区の特例許可について事務局から説明
●更新する熱分解棟の高さが高いことで、ダイオキシンなどを含んだ飛灰の飛ぶ範囲が変わることはないのか。

◎設置するのは飛灰の中に含まれているダイオキシンを除去するための装置ですので、そのダイオキシンや灰が建屋の外に出ることはありません。

●更新する建屋は地面からすこし浮いたような作りをしているが、その部分を下げても全体の高さを低くすることはできないのか。

◎焼却炉から伸びる配管などとの接続の取り合いから、今の形となっております。下げると処理効率が悪くなってしまいます。

3 議案第 R0709 号について

・第 R0703 号の継続審議について事務局から説明

○近畿建築行政会議にて奈良市と同じ考えの特定行政庁がいくつかありました。案件自体が少ないため、事例が増えていった中で内容を精査し、他の特定行政庁とともに足並みをそろえて進めるため、取り下げさせていただきます。

資料	【資料 1】次第、目次及び議案書
----	------------------